

虐待防止のための指針

1. 事業所における考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する基本方針

- ① 虐待防止委員会及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「虐待防止委員会」）を設置します。年1回以上開催し、次のことを協議します。
 - (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - (2) 虐待防止のための職員研修に関すること
 - (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - (4) 職員が虐待等をした場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関すること
 - (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
 - (7) 当法人の身体拘束の適正化のための指針 3. ①の内容に関すること
- ② 委員会の構成メンバー
委員会の責任者（委員長）は虐待防止責任者とし、他にサービス管理責任者・各事業所主任とします。他に必要と認められる者を選出し構成メンバーとする場合があります。
- ③ 委員会での検討内容は記録し、委員会の結果について事業所全職員に周知徹底する。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修（身体拘束等の適正化のための研修を含む）を原則年1回および新規採用時に実施します。

研修内容は基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し保存します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者もしくはサービス管理責任者、更には行政機関の担当窓口へ報告します。
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対する改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、事業所内に掲示等するとともに、ホームページに掲載します。

7. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。